

♣グリーン電力出資金出資者の皆様
♣グリーンコープでんき利用者

グリーンコープでんき通信 VOL.70



グリーンコープでんき

2025年4月28日発行

一般社団法人グリーンコープでんき

託送料金認可取消訴訟の控訴審判決は間違っていると考え 3月10日、最高裁に上告しました!!

「上告審」が始まります

- 3月10日 上告状と上告受理申立書を提出
- 3月14日 「上告提起通知書」を受理
- 5月 7日 「上告理由書」と「上告受理申立理由書」を最高裁判所に提出



I. グリーンコープは、生命(いのち)を一番大切に様々な運動に取り組んできています。そうした理念はずっと取り組みの中に紡がれ引き継がれてきました。私たちが託送料金訴訟に踏み出すことができたのは、こうした歴史があったからであり、そういう意味で託送料金訴訟はグリーンコープ運動のひとつである脱原発運動が形になったものと言えます。

II. 1986年4月26日、世界を震撼させた旧ソ連のチョルノービリ原子力発電所(現ウクライナ)での爆発事故を受けて、「生命(いのち)と原発は共存できない」という理念の下、組合員は「原発のない社会を実現したい」という思いを持ち続けてきました。

そして、2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故を真摯に受け止め、「自分たちの電気は自分たちで作る」という強い信念を持って、「原発フリー」の電気の小売事業を実現できるようになりました。

電気の小売事業を準備する中でおかしいことに気づいたのです。そして、これまで大手電力会社の地域独占の中で行われてきた問題について、裁判で問うことにしました。それが「託送料金を問う」取り組みです。

第一審、控訴審ともに、組合員も法廷に足を運び、弁護団と一緒に臨みましたが、いずれも敗訴。

この裁判の結果に、司法は機能しているのだろうかとの疑念を抱いてしまうほどでした。

III. 第一審も控訴審も、誰が見ても原告の主張のほうの的を射ており、説得力があったと思います。しかし、第一審は問題の核心を掘り返すことなく、被告(国)の間違った主張をそのまま引用した判決を下し、私たちの主張を跳ね除けました。控訴審では、被告(国)の主張が間違っていることを認めつつも論点を捻じ曲げて被告(国)の主張を擁護する判決を下しました。

IV. 2025年2月26日、福岡高等裁判所は、「原判決を取り消し、経済産業大臣が令和2年9月4日付けで九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金約款の変更認可決定を取り消す」ことを請求した、私たちの控訴を棄却しました。

私たちは、これを上告するかどうかについて真剣な検討をおこないました。そして、この判決は間違っていると考え、これを最高裁に上告すると決断しました。

これから、最高裁での審理が始まります。最高裁への道のりはこれまでと同様に困難が予想されます。その扉を開くことが簡単ではないこと、特に国を相手にした訴訟がどれだけ厳しいのか。そういった裁判であると受け止めて進んでいきたいと思っています。

『賠償負担金』と『廃炉円滑化負担金』を 託送料金に上乗せするのは違法である」とする 託送料金認可取消訴訟の真の意味を考える

グリーンコープの「託送料金を問う」きっかけは、電力システム改革の一つである電力自由化の下では、発電事業と送配電事業は分離され、それぞれ独立した事業として運営されているはず、なのになぜ原子力発電の費用が送配電事業の電線使用料に含まれているのだろうか」というとてもシンプルな疑問からでした。

2020年10月より、福島第一原発事故の「賠償負担金」と大手電力会社が所有する原発の「廃炉円滑化負担金」が託送料金に上乗せされ新電力などをとおして国民から徴収されています。それを認可したのが、経済産業省令で、本来なら「電気事業法」という法律を改正して執行すべき案件だということも分かりました。法改正は、国会で審議されなければならない、簡単に省令改正でするべきではないはずです。これについて、グリーンコープは「託送料金認可取消」訴訟を起こしました。そして、今があります。

「省令」より先を守るべきは「法律」のほう、そして法は民主主義のかなめです。法律違反は許されるものではありません。今回の事例をそのままにしてしまうと今後際限なく同じような事例が続くことは自明の理と言えます。そういった意味でこの裁判は大きな意味があると考えます。

■訴訟に至った経緯と「提訴」「一審」「控訴審」への流れ

私たちグリーンコープは、東京電力福島第一原発事故をきっかけに「自分たちが使う電気を国や大手電力任せとせず自分たちで発電所をつくろう」と決意して事業に取り組みしました。(一社)グリーンコープでんきを立ち上げ、2012年から発電事業を、2016年から電力全面自由化に伴い小売事業をスタートさせました。

小売事業を始めるにあたって、まず大手電力の有価証券報告書を調べました。すると、託送料金に原発経費(電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費)が含まれていることが分かり違和感を持ちました。そうした中、2016年9月8日、「廃炉費と原発事故の賠償費用を託送料金の仕組みを利用して国民から徴収する」という新聞報道が飛び込んできたのです。

驚きと憤りとともに、これは全国民の問題であるとし、経済産業省と大手電力に考え直しを求め、同時に司法の力で正せないか、4年の歳月をかけて40万人の組合員で話し合いました。そして、2020年10月15日福岡地裁に提訴。一審は9回の審理を経て敗訴、控訴審では6回の審理後、2月26日の

判決で私たちの請求は棄却されました。

受けて、私たちは理事会を開催し、率直な思いと意見を出し合い討議した結果、最高裁に上告すると決定しました。

■託送料金認可取消裁判の経過

2020年	10月	15日	福岡地裁へ提訴
2021年	1月	13日	第1回期日
2021年	4月	19日	第2回期日
2021年	7月	5日	第3回期日
2021年	9月	13日	第4回期日
2021年	12月	13日	第5回期日
2022年	3月	23日	第6回期日
2022年	5月	16日	第7回期日
2022年	8月	3日	第8回期日
2022年	11月	14日	第9回期日
2023年	3月	22日	一審判決
2023年	5月	23日	控訴理由書提出
2023年	9月	22日	第1回期日
2023年	12月	14日	第2回期日
2024年	3月	13日	第3回期日
2024年	6月	5日	第4回期日
2024年	8月	28日	第5回期日
2025年	11月	27日	第6回期日
2025年	2月	26日	控訴審判決
2025年	3月	10日	上告状提出
2025年	5月	7日	上告理由書・上告受理申立理由書提出

■控訴審での私たちの主な主張

控訴審では、主に以下のような主張をしました。

- ・二つの負担金は、原子力発電事業者の費用であり、一般送配電事業者の費用ではない。
- ・二つの負担金は、電気事業法18条3項1号にある「送配電（託送）事業の適正な原価」ではなく、会計原則からも送配電事業者の費用とは言えない。
- ・原判決の「…平成11年改正当初から、託送制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき公益的課題の費用を回収すると想定していた」という事実はない。
- ・電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される。原子力事業者から電気の供給を受けた場合と新電力からの場合の電気料金は基本的に同一である。原子力事業者から電気の供給を受けた需要家のみが（この負担制度がなければ）全てを負担することはありえない。
- ・などなど。

■最高裁に上告する理由は大きく二つ

一つ、司法は法を守り抜いてほしい、つまり最高裁は控訴審判決の誤りを正してほしいということです。

例えていうと、控訴審判決は、原子力損害賠償法で定める「事故を起こした事業者が賠償の責任を負う（3条）」「政府は事業者が責任を負う額が措置額をこえるときに必要な措置を行う（16条1項）」を採り上げたものの、「この規定をもって、政府が賠償のために備えておくべきであった資金の不足分を当然に補てんすることになるとも解されない」と論点をすり替え、大臣の命令でしかない経済産業省令が資金の不足分と決めたものを電気の需要家に補てんさせることを、「当然に補てんさせて良い」と判断しています。法律よりも省令が強くて良いのでしょうか。さらに「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者

が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない」と言うのですが、現に国民は知らないうちに支払われているのです。（※グリーンコープでんきは裁判をしているので利用者から徴収はしていません）

この社会では、事業者が事故を起こしたら事業者が責任を負い、施設の廃止や解体は事業者が行うのが、当たり前のルールです。それなのに原子力事業者は特別で、二つの負担金は「専門的・技術的な判断だから経済産業大臣がそう決めてよい」としています。しかし、これは国民が考えて決めていく、つまり「政策的・政治的な判断であって、国民が選ぶ国会で法として決める」べきことです。法に基づかず、省令でこうしたことを決めた行政の誤りを正するのが司法の役割であるはず、司法に「法を守り抜く」ことを求めます。

二つ目、もっと多くの人々に、これが国民一人ひとりの問題と知っていただき、何かを変えたいと思います。

私たちグリーンコープは、「自分は、ひとりの組合員として、ひとりの人間として、どうしたいか」を基本にさまざまなことに向き合っています。電気や法律の専門家でもない私たちが、自然エネルギー発電所をつくり、再エネ電気の小売を始めたことで、この問題を知り訴訟に踏み出しました。多くの人々との出会いがあり、それを通して、何かが生まれ、社会が変わっていくと思っています。

この問題は、私たち国民が蔑ろにされている象徴の事例です。同じことが数多行われていないか、行われようとしていないかの社会的問題提起であると考えています。

■闘いのステージは最高裁に移りました

私たちの思いと願いを司法に届け、司法の在り方・社会の在り方も問うていきます。みなさま、応援をよろしくお願いします。



■グリーンコープでんき

3月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、グリーンコープ事業所、組合員契約件数、グリーンコープ商品のお取引先も含め下表のとおりです。

《 2025年3月26日現在の単協別実績 》

生協名	GC事業所 契約件数	組合員 契約件数	契約容量 (kW)
G C しがまる生協	2	1	15
G C 生協おおさか	6	57	257
G C 生協ひょうご	6	34	160
G C 生協とっとり	3	53	251
G C 生協（島根）	2	104	454
G C 生協おかやま	7	199	857
G C 生協ひろしま	9	249	1,098
G C やまぐち生協	5	470	2,011
G C 生協ふくおか	95	1,908	8,594
G C 生協さが	19	121	752
G C 生協（長崎）	15	216	1,172
G C 生協くまもと	37	529	2,807
G C 生協おいた	17	302	1,362
G C 生協みやざき	8	155	652
G C かごしま生協	12	211	979
単協計	241	4,608	21,406
グリーンコープでんき(低圧)	78		659
グリーンコープでんき(高圧)	72		5,235
総合計	391	4,608	27,300

■3月の電源構成

【関西電力エリア】	
ながわ小水力発電所	94.8%
三峰川第一・第二発電所	3.0%
卒 F I T 太陽光発電	2.2%
【中国電力エリア】	
敦賀グリーンパワー	68.6%
土師ダム管理用小水力発電所	27.1%
卒 F I T 太陽光発電	4.3%
【九州電力エリア】	
敦賀グリーンパワー	42.3%
古賀清掃工場	37.6%
メディポリス指宿地熱発電所	15.9%
卒 F I T 太陽光発電	2.8%
杖立温泉熱バイナリー発電所	1.1%
馬洗瀬小水力発電所	0.3%

※中国電力・九州電力エリアは、低圧電気の電源構成です。
※グリーンコープでんきの低圧電気はその電源となる発電所を特定しています。
※グリーンコープでんきの低圧電気には原発由来の電気は一切含まれていません。
※グリーンコープでんきの低圧電気はCO2排出ゼロです。

4月1日からお申込みを受け付けを開始しておりますグリーンコープでんきの新プラン『お昼 de オール電化プラン』にはたくさんのお問合せをいただいています。オール電化住宅のご家庭で、グリーンコープでんきのご利用を諦めていた方、この機会に是非、グリーンコープでんきのご利用をご検討ください。

■市民発電所

《 2024年度の発電・売電出力制御実績 》

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)	出力制御
神在太陽光発電所	1,057	1,166,740	46,669,600	100:00
平池水上太陽光発電所	1,260	1,453,490	52,325,623	8:30
深年太陽光発電所	1,550	1,732,757	62,379,265	121:00
若宮物流センター	47	52,448	1,888,134	0:00
広島物流センター	47	52,697	1,897,109	0:00
やまぐち西部地域本部	54	46,550	1,743,532	0:00
グリーン未来ソーラー(10箇所)	374	378,158	7,941,316	4700
オンサイトPPA発電所(9箇所)	568	333,933	6,070,901	—
合 計	4,957	5,216,773	174,844,579	

- ・神在太陽光発電所・平池太陽光発電所・深年太陽光発電所・グリーン未来ソーラーでは、代理制御による出力制御時間（回数）を含みます。
- ・若宮物流センター・広島物流センター・山口西部地域本部の本来制御は他オンライン発電所で代理制御されています。

グリーンコープでんき 市民発電所の2023年度との実績比
[発 電 量] 2024年度計 実績比 113.2% (607,465kWh)
[売 電 額] 2024年度計 実績比 106.1% (10,104,995円)

■グリーン電力出資金

- ・皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込まれた額)は、10億5千1百37万円になっています。
- ・出資目標額(積立目標額)は、2025年3月27日現在で、10億8千8百81万円になっています。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
しがまる生協	3	3	570,000
G C 生協おおさか	168	198	14,540,000
G C 生協ひょうご	84	95	6,450,000
G C 生協とっとり	121	137	11,720,000
G C 生協（島根）	227	240	11,420,000
G C 生協おかやま	157	178	14,620,000
G C 生協ひろしま	623	779	83,939,000
G C やまぐち生協	527	625	39,460,000
G C 生協ふくおか	4,929	5,851	508,138,000
G C 生協さが	293	341	43,735,000
G C 生協（長崎）	553	633	55,939,000
G C 生協くまもと	1,417	1,751	131,606,000
G C 生協おいた	758	868	67,804,000
G C 生協みやざき	254	295	24,680,000
G C かごしま生協	644	760	74,191,000
合 計	10,758	12,754	1,088,812,000

- ・グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費や発電事業立ち上げのための資金（社債）に充てられています。
- ・2025年3月次支出総額は8億5千6百45万円で、残高は2億8千9百13万円となっています。
- ・市民発電所の建設と調査・検討を継続して進めています。

これまで出資いただいた金額	1,051,373,500
これまで支出した事業と金額	856,450,359
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所（10）、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所、霧島太陽光発電所、熊本菊池太陽光発電所、オンサイトPPA太陽光発電所（9）	
グリーン電力出資金の残高	208,913,479